

宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制についての論点

平成23年10月31日
宇宙開発戦略本部事務局

(論点1) 内閣府の主な業務

内閣府が行う主な業務は以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 宇宙開発戦略本部の事務局
- ② 宇宙開発利用に係る企画立案・総合調整（宇宙開発戦略本部の所掌に属するものを除く。）
(例) 宇宙に係る技術開発・実用化・産業化、ロケット産業基盤の維持、宇宙システムの海外インフラ輸出の推進の総合調整、射場、試験設備の整備・維持、スペースデブリの対応、ミッションの相乗り等についての方針策定及び実施の統括、宇宙活動法案の策定 等
- ③ 宇宙の利用の推進（注）
(注) 「宇宙の利用の推進」は、現在、文部科学省が所掌していることとの整理が必要。
- ④ 宇宙開発利用に係る施策の調整・推進
(例) 利用ニーズを踏まえた衛星システムの研究開発を進めていくための仕組みづくり、スペースデブリ対策の推進、宇宙に係る啓発普及及び表彰等、宇宙に係る技術や産業等の国際動向の調査・分析 等
- ⑤ ③及び④のほか、宇宙開発利用に関し、複数省庁にまたがり、内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務
(例) 準天頂衛星システム、衛星データ利用促進プラットフォーム、宇宙活動法に係る横断的事務等（内容確定時に確認） 等
- ⑥ ①～⑤に付随する事務

(例) 宇宙政策に係る他国との交渉等（外交を除く）、宇宙に係る国際会議の開催等

(参考 1) 各省の現在の宇宙に関する所掌事務

文部科学省設置法

- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。【第 4 条第 27 号】
- 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。【同条第 64 号】
- 宇宙の利用の推進に関すること。【同条第 65 号】

経済産業省設置法

- 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。【第 4 条第 40 号】

総務省設置法

- 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。【第 4 条第 77 号】

国土交通省設置法

- 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに関すること。【第 4 条第 16 号】

(論点 2) 宇宙政策委員会(仮称)の設立

以下のような機能を持つ宇宙政策委員会(仮称)の設立について、どのように考えるか。

- ① 宇宙政策の重要事項について調査審議する機関として宇宙政策委員会(内閣府のいわゆる 8 条審議会等、非常勤メンバー)を設立する。
- ② 主な調査審議事項は、宇宙開発利用の基本的な政策、宇宙基本計画への意見、宇宙政策の重点化や効率化、予算等資源の配分方針、政府の主要な宇宙関係事業の評価等であり、これらにつ

いて宇宙開発戦略本部又は関係大臣に対して意見を述べる。

(参考2) 宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ 中間報告
(平成21年4月3日)
(宇宙開発委員会の見直し)

なお、文部科学省宇宙開発委員会のJAXAに関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画に基づくJAXAのプロジェクトの進行管理、評価に関する機能については、本部が専門調査会を活用し宇宙基本計画の進捗状況のフォローアップに係る施策の評価として実施することが適当である。

③ 宇宙政策委員会の下に、専門的事項を調査審議するために部会を置くことができる。

(注) 宇宙活動法が制定された場合は、技術部会(仮称)を置いて対処することとなると考えられる。

(参考3) 宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ 中間報告
(平成21年4月3日)
(宇宙開発委員会の見直し)

ただし、SACの技術的専門的事項に係る機能のうち、安全確保に関する事項については、内閣府に移管し、事故調査に関する事項については、事故の規模や社会的影響の大きいものについては、本部が専門調査会を活用して、それ以外のものについては、内閣府において、その都度、中立的かつ専門的観点から適切に調査を行い得る体制を構築することが適当である。

④ これに伴い、宇宙開発戦略専門調査会は廃止する。

(論点3) 中核的執行機関としてのJAXAの在り方

JAXAの在り方については以下の基本方針を踏まえるべきことについて、どのように考えるか。

○基本方針

- ・ 国家戦略たる宇宙開発利用を技術で支える実行部隊として J A X A を改革
 - － 射場等官民の宇宙開発利用を支えるインフラを整備、提供する実行部隊として引き続き機能も強化
- ・ 安全保障分野における役割を果たすため、J A X A 法の平和目的規定を基本法の規定と共通化
- ・ 各府省の行政ニーズに応え得るように J A X A 業務をオープン化
- ・ 司令塔機能の実効性を確保するための措置が必要

- ① 上記の理念を実現するためにはどのような措置が必要か。
- ② 内閣府の司令塔機能の実効性を確保するためには、JAXA の人事、会計、事業計画、事業評価等のどの項目に内閣府がどの程度司令塔として関与することが適切か。

(参考 4) 平和目的規定

○宇宙基本法

(宇宙の平和的利用)

第二条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

(機構の目的)

第四条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学

等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

(参考5) 現在の政府による JAXA への関与

○文部科学省の関与

- ・ 文部科学省は、JAXA の主務省（注）であり、JAXA に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会を置いている。なお、本評価委員会は以下の事務を行う。
 - ① JAXA の業務の実績に関する評価に関すること。
 - ② その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(注) 主務省について

独立行政法人全体に係る最終的な監督責任を負う所管大臣（主務省）は原則一に限ることとされているが、農林漁業信用基金、住宅金融支援機構、奄美群島振興開発基金といった例外がある。これら法人は政策金融を業務としており、財政政策と同一目的を有するため、財務省を主務省として追加している。

- ・ 文部科学大臣は、JAXA に関して、a) 理事長及び監事の任命、b) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務、c) JAXA の全ての業務等の主務大臣となっている。この観点から、JAXA の中期目標の策定及び中期計画の認可を行い、年度計画の届け出を受けている。
- ・ 文部科学省は、JAXA に運営費交付金及び補助金を交付している。

○総務省の関与

- ・ 総務大臣は、JAXA の以下の業務等の主務大臣となっている。この観点から、JAXA の中期目標の策定及び中期計画の認可を行い、年度計画の届け出を受けている。
 - ① 資本金、積立金の処分、財務諸表等、利益及び損失の処理、財産の処分等に関する管理業務に関する事項。
 - ② 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
 - ③ 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

- ④ 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - ⑤ 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- ・ 総務省の独立行政法人評価委員会は、文科省の評価委員会が行う評価について意見を言う。

○文部科学省宇宙開発委員会の関与

- ・ 宇宙開発委員会は、以下の関与を行っている。
 - ① JAXA の役員の任命に対する同意及び意見の申出を行うこと。
 - ② 主務大臣(文部科学省及び総務省)が定める宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。

(論点 4) 宇宙開発委員会の廃止

宇宙開発委員会を廃止することについて、どのように考えるか。

(参考 6) 宇宙開発委員会の根拠規定

- 宇宙開発委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。【文部科学省設置法第 8 条】
 - ・ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員の任命に対する同意及び意見の申出を行うこと。
 - ・ 宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。

(参考 7) 宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ 中間報告

(平成 21 年 4 月 3 日)

(宇宙開発委員会の見直し)

文部科学省宇宙開発委員会(以下、「SAC」という。)について、JAXA に関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画(以下、「長計」という。)の議決などの機能については、宇宙基本計画に係る本部の機能と重複するため廃止することが必要である。

ただし、SAC の技術的専門的事項に係る機能のうち、安全確保に関する事項については、内閣府に移管し、事故調査に関する事項については、事故の規模や社会的影響の大きいものについては、本部が専門調査会を活用して、

それ以外のものについては、内閣府において、その都度、中立的かつ専門的観点から適切に調査を行い得る体制を構築することが適当である。

なお、SAC の長計に基づくJAXA のプロジェクトの進行管理、評価に関する機能については、本部が専門調査会を活用し宇宙基本計画の進捗状況のフォローアップに係る施策の評価として実施することが適当である